

年にあたるが、PFI 事業で整備される施設の大半が属する業務その他部門の温室効果ガスの排出量の伸びがもっとも著しく、その対策が急務となっている。

PFI 事業においては、要求水準書でライフサイクル二酸化炭素排出量（LCCO<sub>2</sub>）の削減目標値を定め地球温暖化防止対策について明確に示している例があるほか、温室効果ガスの削減についての配慮がなされているか否かを総合評価の際の非価格要素の一つとして加点評価の対象としている例もあり、管理者等の関心は比較的高いと考えられる。また、比較的規模の大きい省エネルギー改修事業（ESCO 事業）につき、PFI 事業で実施した例もある。

このような動きをさらに促進するため、地球温暖化対策につき明確に位置付けること等につき、要求水準書の具体的な作成のあり方を示す指針に明記するとともに、審査基準に温室効果ガスの削減への配慮を示すべきことにつき、管理者等に対し、普及啓発をはかることとする。

また、特に管理者等が使用する施設であって BTO 方式を採用しているものについては、光熱費を PFI-LCC に算入しないことが一般的との指摘がある。しかしながら、省エネ機器の導入等により光熱費をライフサイクル全体として削減し、あわせて温室効果ガスの削減にも資することが可能であるならば、VFM の向上に資するのみならず、地球温暖化防止にも資することとなる。このため、運営段階における光熱使用にかかわる官民の負担のあり方をあらかじめ決めておくこと等を前提としたうえで、光熱費につき PFI-LCC に算入すること等、適切な対応策について、検討することとする。

#### 15) 災害対応その他現下の政策課題にかかわる検討

阪神・淡路大震災等の大規模災害の際の経験に照らすと、地方公共団体の災害対応業務の多くは通常行政とは質の異なる業務であり、このような業務の中には、企業の災害対応の努力等民間ノウハウの活用により、質が上がり、コストが下がるものもある。したがって、今後このような分野についても PFI の活用の可能性について検討を行うことが考えられる。また、この際、いつ起こるかわからない災害のための準備（mobilization）を、官民連携して、いかに効率的に行うかについても議論する必要がある。

また、2-3に示された地方財政の健全化、地域の活性化、国有財産の有効

活用への対応については、PFI の具体的な活用の方策等について、今後さらに検討を深めていくものとする。

### 3-3 これらの課題にかかわる具体的な対応策を検討する際の留意事項

以上の 15 の個別課題についての対応の方向性の整理にあたっては、規範の充実化をはかるとともに標準化を促進すること、また、知識と経験の共有化と普及をはかるとの二点を大きな軸としたものであるが、今後具体的な個別の対応策をさらに検討していくにあたり、留意すべき事項を以下に示すものとする。

#### 1) あるべき規範の充実化及び標準化

現在のガイドラインの充実化をはかるとともに、現行の枠にこだわることなく、不断の変化や様々な状況に対応する多様な手法により、あるべき規範を段階的に整理し、知識の集約化・共有化をはかることが必要である。

#### 2) 知識と経験の共有化と普及

多様な主体によるグッドプラクティス、参考となりうる事例・経験はすでに一定程度市場に蓄積されつつあり、これらの情報の整理、情報公開をさらに促進するとともに、グッドプラクティス事例のマニュアル化、データベース化をはかることが必要である。

なお、この場合、グッドプラクティスとして公表されているものには、本当のポイントは出ていないことが多く、公表されない本当のポイントを共有できるようにしていく必要がある。

また、知識と経験の共有化と普及をはかるためには、PFI に必要な専門的知識を学べる研修・説明等の場等、キャパシティビルディングを行う場の提供が必要である。

#### 4. 重点的に検討し速やかに措置を講ずべき課題

以上の15の個別課題の中から、PFIの本質である官民の対等なパートナーシップを構築するための阻害要因の除去、環境の整備をはかり、あわせて官民双方にとってより使いやすい手法としていくため、重点的に検討し速やかに措置を講ずべき課題について以下のとおり整理を行った。

##### 1) 個別具体のプロセスごとの課題

真の意味の官民のパートナーシップ（官民連携）を実現し、官民双方にとって使いやすい手法としていくためには、個別具体の事業のプロセスごとの課題についてその対応方策につき重点的に検討し速やかに措置を講ずることが必要である。これらの課題は相互に密接に関連しており、この点からも一括して整理し、検討していく必要がある。

したがって、まず、①要求水準の明確化、②契約書の標準化の推進、③リスクマネジメント等についての考え方の整理、④より透明性が高く民間の創意工夫が生かせる入札プロセスの実現、⑤運営段階における課題の対応について一括して整理検討を行い、必要な事項につき、速やかに措置を講ずることとする。

##### 2) 他の官民連携手法とのノウハウの共有、活用及び必要な調整の実施

PFI 法制定後、創設、導入された指定管理者制度、市場化テストについては、そのノウハウの共有、活用等の必要性が指摘されているところである。また、PFIと指定管理者制度のように実際に併用されているものもあり、現場からは、様々な意見が出ている。官民連携手法が、その本来の効用を発揮し、「官から民へ」の動きを更に促進していくためにも、必要な対応をしていくことが求められる。

##### 3) 地球温暖化防止への対応

地球温暖化防止への対応については、来年在京都市議定書に規定された第一約束期間の初年であることを鑑みると、要求水準書、審査基準に地球温暖化対策につき位置付けることを促進すること等、PFI における具体的な対応策について検討し、速やかに措置を講ずる必要がある。

#### 4) 補助金、税制等の支援措置のイコールフットイング

PFI 法施行以来、国庫補助金や税制等の制度が PFI 導入の阻害要因とならないよう、政府において様々な措置が講じられてきたところであるが、未だ完全なイコールフットイングは実現しておらず、また、管理者等からその実現に向けての要望も強いことから、今後とも継続的にイコールフットイングの実現に向けて不断の努力を行うことが必要である。

## 5. おわりに

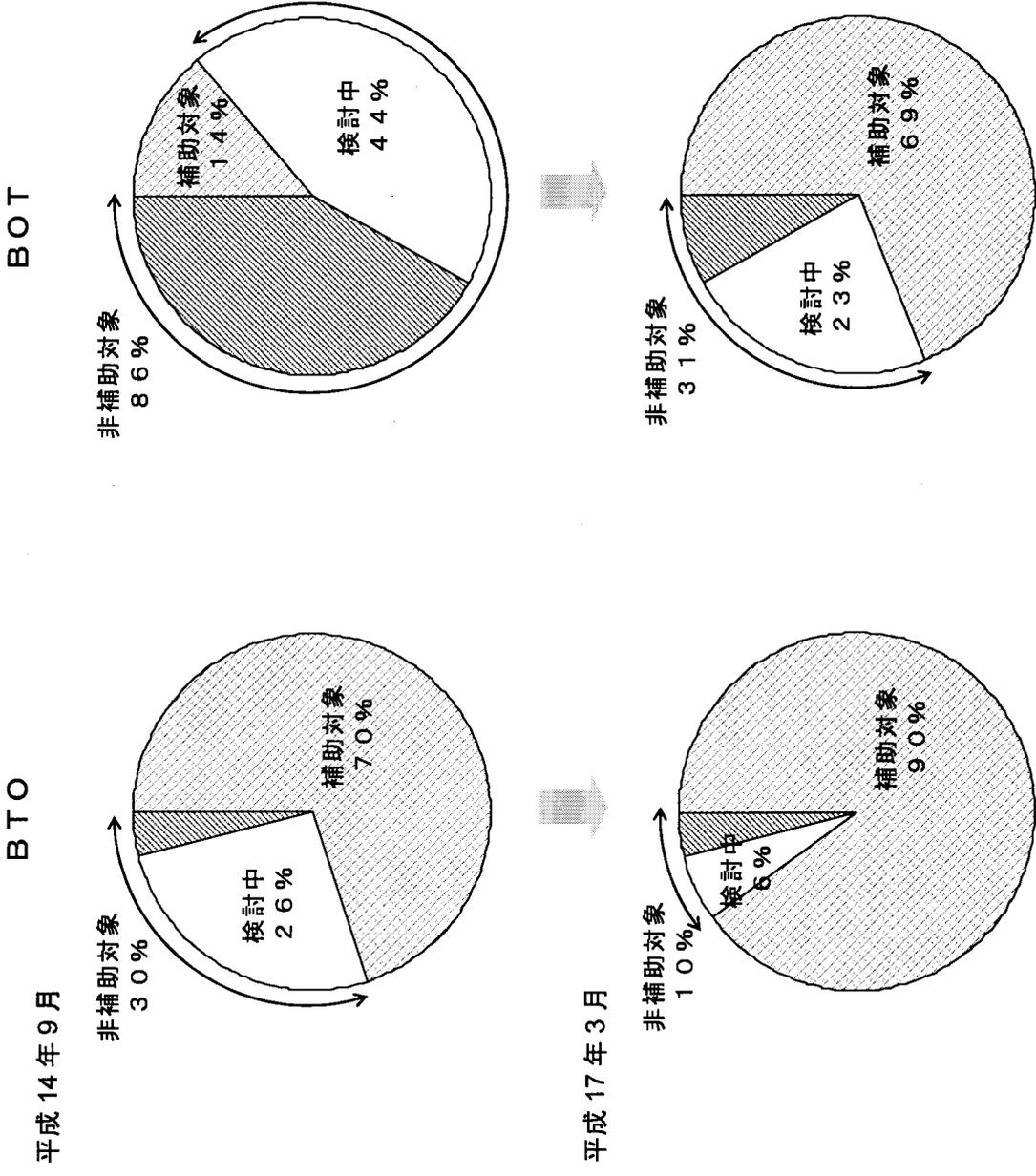
ドッグイヤーという表現がある。犬にとって感じられる年月の経過は人間に比べて早いと考えられることから、急速なスピードで時流が変化している現代をなぞらえる表現として最近しばしば使われることがある。

21世紀に入り、まさに、10年がたとうとし、少子・高齢化時代に既に突入した今、私たちに求められているのは、まさに変化する時代に即応したスピードである。この報告書を踏まえ、政府において、真の意味の官民のパートナーシップ（官民連携）がはかられ、官民双方にとって使いやすい手法となるよう速やかな措置が講じられることを期待するものである。

(参考1) 税制・補助金におけるPFIのイコールフティングの現況

	従来方式	PFI方式		備考
		BTO方式	BOT方式	
税制	公立学校（小・中学校）、 高等学校（都道府県立）、 給食センター、公民館、 産業廃棄物処理施設、 上水道施設、卸売市場、 漁港施設、地方競馬場、 都市公園、自然公園、 下水道施設、 下水道汚泥広域処理施設、 警察施設、消防施設、 行刑施設、 国の機関の事務庁舎など	固定資産税：非課税 都市計画税：非課税 不動産取得税：非課税	【税制特例措置適用】 固定資産税：1/2 課税 都市計画税：1/2 課税 不動産取得税：1/2 課税	【税制特例措置適用条件】 BOT、サービス購入型、 公共代替性が強く民間競合の 恐れのない施設等
	公共荷さばき施設（国土交通省）			【税制特例措置適用条件】 BOT、港湾法の無利子貸付
	国立大学の校舎（文部科学省）			【税制特例措置適用条件】 BOT、政府補助金交付
	一般廃棄物処理施設（環境省）			【税制特例措置適用条件】 BOT、政府補助金交付
補助金	補助対象	90%が補助対象	69%が補助対象	数値は平成17年3月現在のもの（参考資料参照）。

(参考資料) 従来方式では交付される国庫補助金等のうち、PFI事業として実施した場合にも交付されるものの比率



民間事業者

実際の事業の進捗をみると、官民が対等な立場にあるとは言い難いという強い不満

公共施設等の管理者等

PFIは手間がかかり、使いやすい手法になっていないので、敬遠する動きあり

対等なパートナーシップの実現のための速やかな環境の整備  
標準化・ノウハウの共有により、より使いやすい制度に改善  
成果の現場への速やかな浸透

継続的に検討すべき課題

15の課題を整理、対応の方向性を提示

重点的に検討し速やかに措置を講ずべき課題

個別具体のプロセスごとの課題

1 リスクの分析及びリスクマネジメントについての考え方の整理の必要性

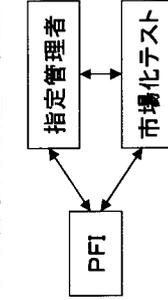
2 要求水準の明確化

3 より透明性が高く民間の創意工夫が生かせる入札プロセスの実現

4 契約書等の標準化の推進

5 運営段階における課題に対する適切な対応

6 他の官民連携手法とのノウハウの共有、活用及び必要な調整の実施



7 地球温暖化防止への対応

8 補助金、税制等の支援措置のイコールフットディングの必要性

〈個別具体のプロセスごとの課題〉

- ・「要求水準書の具体的作成のあり方を示す指針」の作成
- ・「標準契約書モデル及びその解説」の作成
- ・ガイドラインの改定、充実等

〈官民連携手法の調整等〉

- ・関係省庁連絡協議会等による検討、調整
- ・官民連携手法に関する実務上の課題についての実態把握等

〈地球温暖化防止への対応〉

- ・要求水準書、審査基準における温暖化対策につき位置付け
- ・光熱費の事業費算入によるLCC、LCCO<sub>2</sub>の削減策の検討等

〈補助金、税制等の支援措置〉

- ・イコールフットディングの実現に向けての対応

- 9 VFM評価についての継続的検討
- 10 ファイナンスについての検討
- 11 コンサルタントの役割の更なる向上の必要性
- 12 官民双方がノウハウの共有をはかる効率的な仕組みの検討
- 13 プレーヤーの拡大の必要性
- 14 PFIの市場の拡大に向けた検討
- 15 災害対応その他現下の政策課題にかかわる検討



# 個別課題の促進・貢献・フィードバックのサイクル

